

令和4年度弘前市地域密着型サービス事業者公募に係る質問について

No.	サービス種別	質問内容	回答内容
1	認知症対応型共同生活介護	<p>① サテライト型として設置する場合の基準について、同一敷地内に2ユニット、18床の認知症対応型共同生活介護がある土地に、渡り廊下にて行き来可能な建物に新規に認知症対応型共同生活介護を整備しようとする場合、サテライト型として整備することは可能か。</p> <p>② 既存2ユニット(18床)の認知症対応型共同生活介護に3ユニット目として整備することについて、既存2ユニット(18床)で運営している認知症対応型共同生活介護の3ユニット目として、同一敷地内にて渡り廊下で行き来可能な建物を活用しての増設は可能か。</p> <p>③ 既存2ユニット(18床)の認知症共同生活介護を運営している同一敷地内に、新規に認知症対応型共同生活介護を併設整備することは可能か。</p>	<p>サテライト事業所は、地域の実情に応じて、利用者にとってより身近な地域で認知症対応型共同生活介護のサービス提供が可能になるよう設置すべきものであり、同一の建物又は同一敷地に別棟で設置することは認められません(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)(令和3年3月29日)参照)。</p> <p>また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日、令和3年厚生労働省令第9号)より、共同生活住居(ユニット)の数は、1以上3以下(サテライト事業所は、1又は2)とされていることから、既存2ユニット(18床)の認知症対応型共同生活介護に3ユニット目として整備することは可能となります。</p> <p>既存の認知症対応型共同生活介護事業所と同一敷地内に、新規の事業所を併設整備することについては、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業に定める日常生活圏域ごとの利用見込みと、当該圏域における供給量を勘案し、整備の可否について検討させていただきます。</p>
2	認知症対応型共同生活介護	<p>今回の募集は、1ユニットより応募可となっているが、現在の既設の認知症対応型共同生活介護(1ユニットで運営)にもう1ユニットを追加し、2ユニットとすることが可能か?それとも、今回の募集は、単独で2ユニット、もしくは1ユニットの募集でしょうか?</p>	<p>この度の公募に係る認知症対応型共同生活介護の整備数は、2ユニット18床(1ユニットから応募可)とさせていただきます。</p> <p>これは、単独で2ユニット又は1ユニットの事業所を新たに整備する計画として応募することも可能ですが、現在2ユニット又は1ユニットで運営している事業所において、1ユニット追加して整備する計画についても応募することが可能です。</p>